

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月25日現在

機関番号：34511

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21720246

研究課題名（和文）日本近世における内水面の漁業権に関する基礎的研究

研究課題名（英文）Fundamental researches: The Case of fishing rights of Biwako in Early Modern Japan

研究代表者

鎌谷かおる（KAMATANI KAORU）

神戸女子大学・文学部・講師

研究者番号：20532899

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本近世の漁業権のあり方について、とくに所有関係の把握が難しい内水面を対象に実態を解明し、それが漁村の地域秩序や実際の漁業に与えた影響について分析することを目的としたものである。日本における内水面で最大面積を持つ琵琶湖を主たる研究対象地に定める。近年、歴史学だけでなく、経済学、地理学、社会学などで議論が進んでいるローカルコモンズ論に歴史的な視点を導入するための基礎的研究でもある。

研究成果の概要（英文）：This research is a detailed case study of fishing rights in Early Modern Japan. The greater part of this research is focused on Biwako and areas around Biwako.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2009年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 2010年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 2011年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 2012年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 年度 | | | |
| 総計 | 2,200,000 | 660,000 | 2,860,000 |

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学 日本史

キーワード：日本史・江戸時代・漁業・琵琶湖

「村の日記」・漁業権・所有

1. 研究開始当初の背景

本研究に関連する近世の漁業史研究は、1980年代以降、個別事例の積み重ねがあったものの、全国的な漁業社会構造を体系化することが難しいとされてきた。しかし、1990年

代に入ると、個別研究の成果を通して、共通する特質や相違点に注目する動きが出てきた。注目すべき研究は、高橋美貴氏や後藤雅知氏らによる漁場請負制の研究や、東幸代氏らによる領主支配における漁業政策についての研究などである。それらは、漁業構造の

全体的把握や近世史研究の中に漁業を位置づけることで新たな論点を深めたいという狙いによるものである。

一方、自身はこれまで一貫して琵琶湖の漁業について研究をおこなってきた。それは、漁業史の先行研究の対象の中心が海域であったので、内水面の漁業構造を分析することにより、何か違う論点が見えてくるのではないかと、という発想から開始したものである。

本研究の対象地は、琵琶湖である。湖岸には複数の村があり、複数の領主によって支配されていた。また、琵琶湖には近世以前からの慣習や由緒、漁業権等が存在し、それが近世以降もある一定の効力を有していた。そうした地域的特質を持つ地域における漁業構造は、先にあげた漁場請負制や漁業政策だけでは説明できないものである。よって、本研究をおこなうことにより、漁業史研究にあらたな論点を生みだせる可能性があると考えた。これが、本研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本近世の漁業権のあり方について、とくに所有関係の把握が難しい内水面を対象に実態を解明することである。

近世における山野河海の所有と権利の問題は、当該期の社会構造を考える上で、非常に重要である。公権力による漁業権の設定が、近隣村を含めた地域レベルあるいは琵琶湖全域でどのように機能し、公使されていたのかを明確にし、そこから近世の「所有」概念を抽出する。また、近代以降の漁業権へと質的变化していく中で、漁村において変化したもの、変化しなかったものがいったい何であったのかを、漁村に残る史料から読み解いていくことで、近世から近代への漁業権の変化を「漁村側の視点」から描き出していくことも目的としている。

本研究は、これまで確認されている漁業史料を「漁業権」という視点から見直す作業と、新たな史料の調査、整理という地道な作業との上になりつつものである。基本的には、古文書調査の積み重ねとそれから導き出される琵琶湖漁業構造の実態を解明する作業であるが、それらの作業を通じて、漁業史研究が近世史研究を発展させる上で必要な分野として位置づけられることを目指して取り組んでいる。

また本研究のみならず、研究開始当初から現在にいたるまで、自身がおこなってきた研究は、現代史までの長いスパンの中に近世史を位置づけること、より広い経験科学のなかに歴史学を位置づけることを意識している。自身の研究フィールドである琵琶湖は、歴史学以外の学問分野や隣接する学問領域の研究が多数あり、それらの研究成果を取り入れ

ながらも、歴史学という視点、近世史という視点から解明できることを考えながら研究をおこなっている。

3. 研究の方法

本研究は、次の4つの視角と方法で研究をおこなった。

(1) 琵琶湖全域における漁業権の把握

琵琶湖全域において公権力から認められた漁業権の実態について、中近世移行期・近世・近代の各段階の把握をした。自身がこれまで研究してきた本堅田村（現滋賀県大津市堅田）と各村との間で起こった漁業争論の史料を用いた。

琵琶湖の漁業権は、近世に入ってから幕府や各領主によって定められたもの、漁法別に設定されたもの、近世以前からの由緒や権利が、近世に入り引き続き承認される形で設定されたものなど、その経緯は様々である。そのため、それらすべての把握は、史料残存状況とも関わって困難である。しかし、本研究では、争論史料の文言から実態をなるべく汲み取る作業を試みている。争論史料には、それぞれの権利を大げさに主張する事も多くあり、それを意識しつつ分析を試みた。

(2) 実際の漁業範囲の把握

(1)で確認した漁業権と実際の漁業範囲を比較することで、漁業権がどの程度機能していたのかを具体的に分析した。これについては、滋賀大学経済学部附属史料館、大津市歴史博物館等、県内の研究機関に所蔵されている漁業関連古文書を調査した。また、自身が本研究以前から研究フィールドとしている滋賀県高島市マキノ町知内区の区有古文書の調査もおこなった。琵琶湖には、100以上の河川が注ぎ込んでいる。琵琶湖の漁業社会を解明するためには、同時にそれらの河川での漁業も含めて分析をする必要がある。知内は、両境に河川が流れている。近世にはそれ以外に内湖や沼も存在しており、そこでおこなわれていた漁業について、分析をおこなった。

(3) 漁業争論における漁業権の利用のされ方についての検討

漁業争論において、対立する者同士の主張に、公権力が定めた漁業権がどのような形で利用され、それが争論を具体的に有利な方向へ導き出すものとして作用していたのかを検討した。

また、近世を通じて、争論によって変化する権利・変化しない権利・違う解釈で利用される権利の存在を抽出し、近世の漁業権の特色を分析した。

それについては、学会発表をおこなった（「日本近世における山野河海の生業と所有-琵琶湖を事例に-」、大阪歴史学会、2011年6月26日於神戸大学）。

（4） 漁業権に影響される漁村の地域秩序

漁業争論の論所が村の境界である場合、争論によって公権力から新たな漁業権を取得したり、漁業権の維持を認められることは、村の境界の基準に関わる重要な問題に発展するものであった。漁業争論が村に与えた影響やそれによって変化する村の地域秩序について分析をおこなった。

具体的な研究対象地は、先にあげた知内村（現：滋賀県高島市マキノ町知内）である。知内村は、近世を通じて洪水被害によって漁場が変動している。加えて、村境の河川等地理的環境にも変化があり、それが生業のあり方のみならず、村境争論にも影響している。本研究では、その事例を通して、漁村の地域秩序についても分析をおこなった。その成果は、（2）で述べた学会発表で報告し、後に論文として発表をした。

4. 研究成果

（1） 研究の成果

本研究では、日本近世の漁業権について、とくに内水面漁業を対象として分析をおこなった。研究の方法で示した（1）～（4）に関わる古文書調査・研究論文の発表については、ほぼ予定通りに進めることができた。とくに、琵琶湖漁業の漁業権と実際の漁業範囲の把握を踏まえ、そこでおこった漁業争論における「漁業権」の利用のされ方や、公権力と漁民、それぞれの認識について検討をおこなった。それにより、琵琶湖の漁業権を含む「所有」概念をある程度確認することができたと考えている。また、漁業権の理由付けの一つである由緒の存在など、琵琶湖漁業特有の性格や特徴を確認することができた。これらの研究により、近年の漁業史研究に新たな論点を提示することができたのではないかと思う。

（2） 今後の展望

本研究にはまだまだ残された課題が多くある。2013年度以降、取り組む課題は以下の通りである。

① 近世琵琶湖漁業の到達点の確認

本研究で解明しつつある琵琶湖の近世漁業の実態を踏まえ、その漁業社会が近世から近代へと時代が移り変わる中でどのような質的变化を遂げたのかを検討する予定である。

具体的には、明治初期の養魚場開発の問題を取り上げる

※ 平成 25 年度科学研究費補助金 若手研究 (B) 「日本近世近代移行期における内水面漁業の研究-琵琶湖を対象に-」（研究代表者鎌谷かおる）にて、研究を開始している。

② 明治初期の琵琶湖漁業の特質解明

近世琵琶湖漁業の質的变化を、明治期の史料の分析を通じておこなう。その手始めとして、史料の収集作業をおこなう。

③ 琵琶湖漁業史料の史料集の作成

本研究過程で収集した多くの史料を、「琵琶湖漁業史料」としてまとめ、刊行することを将来的な視野に置いている。そのため、引き続き史料収集に努めるとともに、史料の解説等を執筆する。

④ 琵琶湖の禁漁場についての研究

琵琶湖の漁業権を含む「所有」概念を考える上で、近世に定められた禁漁場の設定を分析する必要がある。その設定理由には、殺生禁断等いくつかの理由がある。禁漁場の実態と支配との関係については、24年度よりすでに研究を開始しており、論文を発表した。今年度も引き続き、史料調査と論文作成に取り組む予定である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

- ① 鎌谷かおる、日本近世の内水面漁業における禁漁場について-琵琶湖を事例に、国際常民文化研究叢書-日本列島周辺海域における水産史に関する総合的研究、査読無、2、2013、15-20
- ② 鎌谷かおる、近世琵琶湖の漁業と漁村-堅田漁師を事例に-、歴史と民俗、査読無、29、2013、91-109
- ③ 鎌谷かおる、日本近世における山野河海の生業と所有-琵琶湖を事例に-、ヒストリア、査読有、229、2011、114-142
- ④ 鎌谷かおる、万延元年の漁業争論にみ

る地域秩序と堅田、近江地方史研究、
査読無、42、2011、31-43

- ⑤ 鎌谷かおる、日本近世における生業と
地域秩序形成の研究、神戸女子大学・
博士学位論文、査読有、2011、1-96
- ⑥ 高橋大樹、光伝寺文書目録、同朋大学
仏教文化研究所紀要、29、査読無、2010、
117-176

〔学会発表〕（計1件）

- ① 鎌谷かおる、日本近世における山野河
海の生業と所有-琵琶湖を事例に-、大
阪歴史学会、2011年6月26日、神戸
大学

〔図書〕（計1件）

- ① 村の日記研究会編『暮らしと歴史のま
なび方-知内「村の日記」からの出発-』
関西学院大学社会学部古川研究室、
2010、95

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鎌谷 かおる (KAMATANI KAORU)
神戸女子大学・文学部・講師
研究者番号：20532899

研究協力者

郡山 志保 (KORIYAMA SHIHO)
加西市立図書館郷土資料係・嘱託員
高橋 大樹 (TAKAHASHI HIROKI)
大津市歴史博物館・学芸員